

○環境省令第二十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第五項及び第十二条第一項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号ニ並びに第六条第一項第一号ロ及び第二号ホ(2)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月三日

環境大臣 原田 義昭

1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものによ

うに改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後			改正前		
別表第一（第二条の二関係） 一～三（略） 四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設 五～十七（略）			別表第一（第二条の二関係） 一～三（略） 四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設 五～十七（略）		
別表第四（第七条の二の四関係）			別表第四（第七条の二の四関係）		
一～三	(略)	(略)	一～三	(略)	(略)
四	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	×	四	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）	×
五～二十二	(略)	(略)	五～二十二	(略)	(略)
二十三	放電管（水銀が目視で確認できるもの）に限り、放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）	×	(新設)		
二十四～二十六	(略)	(略)	二十三～二十五	(略)	(略)
二十七	水銀圧入法測定装置		(新設)		

三十八	(略)	(略)
三十九	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
四十	容積形力計	
四十一	滴水水銀電極	
四十二	(略)	(略)
四十三	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
四十四～四十三	(略)	(略)
備考 (略)		

別表第五（第七条の八の三関係）

一～四 (略)

五 弾性圧力計

六 圧力伝送器

七～十三 (略)

十四 放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びH I Dランプを含む。）を除く。）

十五～十八 (略)

十九 容積形力計

二十六	(略)	(略)
(新設)		
(新設)		
(新設)		
二十七	(略)	(略)
(新設)		
二十八～三十七	(略)	(略)
備考 (略)		

別表第五（第七条の八の三関係）

一～四 (略)

五 弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限る。）

六 圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限る。）

七～十三 (略)

(新設)

十四～十七 (略)

(新設)

三十一 (略)
三十二 滴水銀電極
三十三～三十四 (略)

三十八 (略)
(新設)
三十九～四十一 (略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。